

訂正バージョンの2

再送しよ

ご質問及びご回答書

お名前

河村たかし

1. 市長の給料の減額, 退職金の減額・廃止について

(1) 貴殿が市長に当選された場合, 市長自らの給料を減額するおつもりはありますか。

ある

ない

あると答えた方に。いくら位減額するつもりですか。

諸事情を考慮し、大幅な減額を行いたい。

年収800万円程度に減額を目指す

660
しよ

(2) 市長に当選された場合, 市長自らの退職金を廃止あるいは減額するおつもりはありますか。

廃止する

減額する

廃止・減額はない

減額すると答えた方に。いくら位減額しますか。

(3) 市長の給料の減額, 退職金の減額・廃止についてのご意見がございましたらご記入下さい。

市長も政治職、パブリックサーバント(公僕)である以上、特権に甘んじるべきではない。

2. 議員定数削減, 議員給料の減額, 議員年金について

本稿のみ

ご質問及びご回答書

お 名 前 河村 たかし

1. 市長の給料の減額，退職金の減額・廃止について

(1) 貴殿が市長に当選された場合，市長自らの給料を減額するおつもりはありますか。

ある

ない

あると答えた方に。いくら位減額するつもりですか。

諸事情を考慮し、大幅な減額を行いたい。

(2) 市長に当選された場合，市長自らの退職金を廃止あるいは減額するおつもりはありますか。

廃止する

減額する

廃止・減額はない

減額すると答えた方に。いくら位減額しますか。

(3) 市長の給料の減額，退職金の減額・廃止についてのご意見がございましたらご記入下さい。

市長も議員も、いわゆるサラリーマン(公僕)である以上、特権に甘んじるべきではない。

2. 議員定数削減，議員給料の減額，議員年金について

(1) 市長に当選された場合、名古屋市議会の議員定数削減に着手なさいますか。

着手する

着手しない

着手する場合、何名位削減する予定ですか。

7~8名 (政行定数の10%)

(2) 市長に当選された場合、名古屋市議の議員報酬の減額に着手なさいますか。

着手する

当面(着手しない)

着手する場合、いくら位減額する予定ですか。

自ら10%減額を決めた市議会の決意を歓迎し
当面、その志を尊重したい。

(3) 市長に当選された場合、名古屋市議会の議員年金廃止に着手なさいますか。

着手する

着手しない

(4) 議員定数削減、議員給料の減額、議員年金の廃止についてのご意見がございましたらご記入下さい。

議員はハコブロックサーバント(公僕)であるという
原点に戻り、特権を不断に見直すべき

3. 政務調査費、費用弁償のあり方について

(1) 市長に当選された場合、現在の政務調査費の支出額、支出方法につき見直すことに着手なさいますか。

着手する

着手しない

(2) 前項で「着手する」と回答なさった場合、どのように現行のあり方を変更

したいとお考えか、具体的にご回答下さい。

個人への支払. として. 促進と金額は情報公開する

(3) 市長に当選された場合、現在の費用弁償の支出額、支出方法につき見直すことに着手なさいませうか。

着手する

着手しない

(4) 前項で「着手する」とのご回答の場合、どのように現行のあり方を変更したいとお考えか、具体的にご回答下さい。

費用弁償は定費にすべき

4. 4大プロジェクトの見直し（本丸御殿復元、東山動植物園再生、がん治療施設建設、ものづくり文化交流拠点の設置）について

(1) 現在、名古屋市では4大プロジェクトとして、①本丸御殿復元、②東山動植物園再生、③がん治療施設建設、④ものづくり文化交流拠点の設置の各事業を計画・着手しておりますが、市長に当選された場合、これら事業につき見直しに着手なさいませうか。

ア ①につき

着手する

着手しない

イ ②につき

着手する

着手しない

ウ ③につき

着手する

着手しない

エ ④につき

着手する

着手しない

(2) 前項の事業につき見直しの「着手する」とのご回答の場合、どのように現行の事業を変更したいとお考えか、具体的にご回答下さい。

いんを止まらないうち実施時期や規模を再検討

5. 木曾川水系導水路計画について

(1) 現在、名古屋市も負担を求められる木曾川水系導水路計画が準備、着手されておりますが、市長に当選された場合も、この計画に継続的に参加するおつもりはありますか。

ある

どちらかといふなら

ない

(2) 前項で「ある」とのご回答の場合、負担金の減額変更を求めるおつもりはありますか。

ある

ない

(3) 前項で「ある」とのご回答の場合、負担金の拠出額につき、具体的にご回答下さい。

(4) 木曾川水系導水路計画について、ご意見がございましたらご記入下さい。

この計画は各方面から疑問が多く寄せられている。継続参加するたのには十分に費用と効果を吟味する必要がある。

6. 財政再建策について

(1) 名古屋市においても、今後、大幅な減収が予測されるようですが、市長に当選された場合、市民税等の増額をすすめますか。

はい

いいえ

(2) 前項で「いいえ」とご回答の場合、大幅な税減収を前提に、どのように支出を抑制し、名古屋市の財政を再建するおつもりですか。具体的にご回答下さい。

行政改革の断行 既に局長や各区の区長に予算と査定を
与える 市内分権、予算節約取組制度、外郭団体の徹底検証
等が、随分始まる。市民退職金廃止と市民給与大幅削減

7. 行政委員の報酬の減額について

(1) 名古屋市の行政委員の報酬については、その活動内容に照らし、一部高額にすぎるとの指摘がございますが、市長に当選された場合、この行政委員の報酬の減額に着手なさいますか。なお、地方自治法上は、「勤務日数に応じて、これを支給する」と定められております。

着手する

着手しない

(2) 名古屋市の行政委員の報酬につき、ご意見がございましたらご記入下さい。

~~無~~

8. 官吏と議員との関係について

現在、官吏と議員との間には緊張関係がほとんどみられず、このことが、地方自治体の財政の健全化を阻害する要因になっているものと思われませんが、

市長に当選された場合、この点につき、いかに改善していくおつもりか、具体的にご回答下さい。

行政の効率化や執行過程をガウス強引にし、情報公開を徹底する。行政資料や外部からの働きかけも開示

9. 名古屋市は、かつては、無料で、敬老特別乗車券を配布しておりましたが、財政の悪化にともない、現在は、福祉乗車証（敬老パス）として有料にて販売を行っております。市長に当選された場合には、この制度の廃止、あるいは変更に着手なさいますか。

着手する

着手しない

変更に着手する場合、どのような変更をする予定であるのか具体的にご回答下さい。

別紙参照

10. 名古屋の将来像（産業、教育、福祉、環境）について

名古屋市の将来像につき、任期4年を超える長期的視野に立ち、①産業（産業構造のありかた等）②教育（ゆとり教育からの転換、均等教育の枠内のなかでの地域的教育のありかた等）③福祉（高齢者医療のありかた、緊急医療のありかた、乳幼児医療のありかた等）④環境（二酸化炭素排出抑制、クリーンエネルギーの活用等）の各視点からご回答下さい。

マニフェスト P6 P7

マニフェスト P9~10 OFP

マニフェスト P8 OFP

マニフェスト P4~6 OFP

以上

河村たかし

マニフェスト

減税 ナゴヤ

庶民革命・脱官僚

庶民が主役で創る、日本一税金が安く、
安全・安心で、活力ある 名古屋

ナゴヤ生まれの織田信長の楽市楽座は、「脱貴族」の政治。
武士、新商工業者を生み、新しい日本を作りました。
ナゴヤのアイデンティティは「脱貴族、庶民革命」。
日本初、ナゴヤの市民税減税と都市内分権が
日本国民の自立、日本の自立を導きます。

河村たかしがつくる 3つの日本一 ナゴヤ

1 日本一 税金の安い街 ナゴヤ

2 日本一 福祉、医療、住民自治が
行き渡った街 ナゴヤ

3 日本一 早く経済復興する街 ナゴヤ

1 名古屋市の政治・行政を変える

目標

日本一 税金の安いナゴヤを実現する

約束

- ・ 市民税の減税で、生活支援と無駄遣いを根絶する。
- ・ 行財政改革を断行し、情報公開を徹底して、透明性の高い名古屋市行政を実現。これにより、役人支配を脱し、市役所に根付いた「しがらみ」を一掃、裏金のような隠し事のない政治を実現する。
- ・ 同時に、市役所職員が能力を発揮できる環境を作り、真に「住民本位の行政」を実現する。
- ・ 議会にも自主的な行動を期待し、自己改革を促す。

(1) 日本初！市民税減税

①市民税 10%を減税

現下の経済状況に対応し、日本初の市民税減税をして、市民の生活を支援するとともに消費を刺激する。

- ・ 減税目標額は、例えば市民税 2,500 億円の 10%、250 億円。納税者本人に加え、配偶者・扶養家族を加えると約 180 万人の市民に、減税の恩恵が及ぶことになる。
- ・ 減収分の 250 億円は名古屋市の平成 20 年度予算総額 2 兆 6,000 億円の 1%相当。減収分は、徹底した行財政改革により無駄遣いを根絶することで対処する。
- ・ まず、減税して、全体の予算を決めた上で無駄遣いを根絶。今までの政治は順序が逆でした。減税の姿として、定率減税（金持ちはゼロ）、定額減税、子育て減税、勤労者減税、社会保障減税、それらのミックスなどもあり。
- ・ いずれにしても、減税については、市長のもとに「減税検討プロジェクトチーム（仮称）」を設置して具体的な検討を行い、成案を得る。

②納税者権利憲章の制定

名古屋市に納税する住民の保護のために「名古屋市納税者憲章」を制定し、市税務行政サービスの充実をはかる。

(2) 行財政改革の断行

名古屋市の行政及び財政のあり方を変える。

① 市庁内分権

- ・ 市民との約束を基礎にした市長の市政方針のもとに、各局の局長及び各区の区長（札幌市に例あり）は市長と約束した成果を達成することを約束し、各局の局長は予算枠と査定権を与えられる。
- ・ これにより、局長は、配分された予算内で、いらない事業を削り、しなければならない事業を行うことができ、効率的な予算を作ることが可能となる。

② 総合計画の早期策定

- ・ マニフェストと市民ニーズ調査に基づいて、成果目標を明確にした総合計画を 6ヶ月以内に策定する。
- ・ 局長・区長には、この目標を達成することを条件に権限を与える。

③ 予算節約報賞制度の導入

- ・ 予算を節約した局には、次年度の予算配分に当たって、節約分の一定割合を翌年度の新規事業分として各局に配分する。

- ・ これにより、次年度の予算枠を確保するために、予算を使い切るために要らない事業をするという悪しき慣行を改める。

④ 外郭団体の徹底検証

- ・ 名古屋市と外郭団体との契約は、民間企業やNPOなどと公平な競争条件で行うこととし、優遇措置は撤廃する。
- ・ これにより、幹部職員の天下りを事実上不可能にする。
- ・ さらに、これと並行して、外郭団体の運営状況や財務状況の一斉調査を行う。

⑤ 市長退職金の廃止・給与減額

- ・ 市長退職金（4年ごと4,220万円）は廃止し、市長給与は大幅減額する。

⑥ 市職員人件費総額10%削減

- ・ 民間の雇用と生活の安定確保が脅かされている現下の大経済不況に鑑み、市職員の雇用を守りつつ、人件費を総額10%削減する。
- ・ 給与見直しは、幹部など高額給与の職員を中心に行い、おおむね500万円以下の職員は対象としない。

⑦ 「民間力」の活用

- ・ 組織の活性化と民間の経営感覚の導入を図るため、幹部職員に民間人を登用する。
- ・ また、名古屋市の基本的な経営・運営方針を決め、その達成状況を検証する「名古屋市経営戦略会議」（仮称）を設置し、民間人・学識経験者をメンバーに加える。

(3) 徹底した情報公開

名古屋市の行政の意思決定、執行の過程をガラス張りにする。

① 行政資料公開

最終結果としての公文書はもちろん、会議や予算編成過程の関係資料などの施策決定プロセスに関する資料、施策の執行プロセスなどの資料も公開する。

② 外部からの働きかけの開示

企業からの依頼、議員の口利きなど外部から市職員への働きかけ行為について、議会外での行為も含め、厳格に文書化したうえで個人情報に留意して情報公開し、市長の責任において対応する。

(4) 議会改革

議会に対しても、自主的な改革に期待し、行財政改革を促す。

① 政務調査費、費用弁償の改革

(ア) 政務調査費の支払いは、会派に対してではなく個人に対して行う。

(イ) 用途と金額は情報公開する。

(ウ) 費用弁償は実費支給とする。

② 議員定数改革

議員定数は、議会が現下の社会経済情勢を熟慮して決断した「議員報酬及び政務調査費」10%削減と同様に、定数を10%削減する。

③ 地方議員年金の廃止

議会の地方議員年金廃止の取り組みを強くサポートし、国に働きかけていく。

④ 市民3分間議会演説制度創設

市民の議会への関心を高め、議会審議に参加する機会を増やすため、希望する市民が議会で3分間考えを開陳できる機会を創設する。

2 名古屋市民の安全安心な暮らし を第一に確保する

目標

日本一安全で安心して暮らせる
福祉・医療の街ナゴヤを実現する

約束

- ・ 当事者が参加し、その声を福祉行政に反映させる仕組みを作り、民間の活力を生かす。
- ・ 社会的弱者の人権を確保するための条例を制定する。
- ・ 敬老パスは守る。
- ・ 安心して受けられる医療、介護、子育て支援の仕組みを市民参加で確立する。

(1) 市民参加と民間活力を生かした福祉行政

① 当事者の声を行政に反映する仕組み

当事者と市民の声を政策に反映するため、市の福祉行政幹部への民間登用または政策参与を配置し、政策参与の下に、多様な個人によって構成される「市民会議」を設ける。

② 民間能力の活用

福祉施設サービスを確保しつつ、柔軟で効率的に実施するため、公立直営を改め、指定管理者制度等によって民間能力の導入を推進する。

③ プライバシーの保護

プライバシーを守る条例を作る。また、住基ネットについて有用性調査を実施する。

④ 住民意思の反映でより充実した福祉・医療

地域委員会への予算に基づいて、より住民に近いところで予算の使い道が決定されることとなり、市・区の税金のムダ遣いのない充実した福祉・医療が広がる。

(2) 社会的弱者の人権を確保

① 人権条例の制定

「なごや人権施策推進プラン」に基づく人権施策の推進にあたって、すべての人が平等に暮らす共生社会を目指し、社会的弱者と言われる高齢者、障害者、女性、子ども等の分野ごとに条例を定める。

② 生活の安全と質の向上

高齢者や障害者など社会的弱者に対する住宅政策として、バリアフリー住宅の整備、市営住宅優先入居枠を拡大する。

③ 就労支援

(ア) 高齢者、障害者、母子家庭の母親、若者などの就労支援を推進する。

(イ) また、授産施設などの福祉施設に対して、特別措置として、名古屋市独自の優先発注や随意契約を拡大する。

(3) 安心して受けられる医療

① 地域医療の再構築

地域医療体制を再構築するため、病院と診療所の連携を核とする健全な診療ネットワーク

ーク作りを支援していく。特に小児、産科、救急など緊急に必要な医療分野に関して、開業医に協力を要請する。

② 高齢者医療費支援の検討

- ・ 高齢者の医療費自己負担分に対する助成制度の創設を検討する。
- ・ 「1割から2割へ」引き上げが凍結されている70歳から74歳の自己負担については、凍結解除された場合、市独自の助成を実施する。

(4) 安心して受けられる介護

住み慣れた「自宅」や「地域」で、高齢者が住み続けるために、高齢者の生活を支える介護の質を高めていく。

① 介護従事者の確保と育成、医療との連携

- ・ 名古屋市独自の資金投入により、介護に従事する者の人材確保策を推進する。
- ・ また、医療的なケアが高まっている状況において、医師や看護師との連携のもとに、安全性が確保される範囲内で、介護者が医療ケアをおこなうことができる仕組みを整備していく。
- ・ 医療機関との連携によって、医療的ケアや24時間対応巡回サービスを拡充することなどにより、いつまでも自宅で生活できる人的福祉基盤を整備する。
- ・ 地域委員会への予算に基づいて、地域の支えあいによる地域福祉のありかたを、独自で検討していく。

② 施設の整備促進

- ・ 地域ごとの高齢化や地域住民のニーズなど地域の特性に応じた高齢者の住まいや終のすみかとしての施設の整備をしていく。
- ・ 多様な民間の事業者に対し、名古屋市独自で、社会福祉法人に準ずる補助を実施し、特別養護老人ホーム、小規模多機能施設、グループホームなどの整備を促進する。
- ・ 公的賃貸住宅のケア付き住宅化を進め、多世代交流機能をもつ小規模の住宅や施設を、地域の遊休施設や空き店舗、空き家を活用しながら、整備していく。
- ・ 地域委員会への予算に基づいて、地域住民の意志により施設整備を進めていく。

(5) 安心して行える子育て

① 子育てバウチャーによる支援

- ・ 就学前の子どもに対して、年齢に応じて一人当たり1年5万円から10万円の子育てバウチャーを配布し、すべての家庭の子育てを支援する。
- ・ これにより、利用者の視点からの多様な子育て支援サービスを提供できるNPOや企業などの民間事業者が成長する。

② 保育所待機児童の解消と医療費助成の拡大

- ・ 市独自の認定基準を設定し、「認証保育所」を増やすことで、保育所待機児童の解消に努める。
- ・ 家庭的保育の実施に向けて、人材養成を行うとともに、地域資源（保育所園庭、地域子育て支援拠点、公園など屋外）の活用を積極的に検討する。
- ・ また、子ども医療費は中学生まで入院に加え通院も無料化する

③ 統合教育の推進

障害者権利条約に基づいた障害のある児童とない児童との統合教育を推進する。

(6) 消えた年金

名古屋市分に関する「消えた年金」の現地調査を、独自に実施する。

(7) 防災

①消防局の機能向上

- ・ 消防局から選任する防災監を市長直属でおき、消防局と警察、自衛隊との人事交流を積極的に行う。
- ・ 名古屋の防災は、警察、自衛隊、市民防災組織（消防団など）との交流により、十分にトレーニングされた消防局を核とする。

② 耐震化の推進

市内公共施設の耐震化の推進、住宅・建築物の耐震化推進のための補助制度充実

(8)365日住民サービス

市内の消防署・出張所等（65箇所）を窓口とし、住民票の写し・印鑑証明書の交付を24時間、365日行い、市民サービスの向上を図る。

(9)高齢者・子育て支援への国の制度の有効活用

① 高齢者住宅の住みやすさ支援

リバースモーゲージを活用し、高齢者自宅の耐震改修、省エネ改修を支援する。

② 民間マンションへ的高齢者・子育て支援拠点の促進

一定規模以上の民間マンション建設に際し、高齢者支援施設や子育て支援施設建設をする場合に、費用の一部を市が補助。

3 名古屋市の経済をいち早く不況から脱出させる

目標

日本一早く不況から脱出し、経済復興する

約束

- ・ 名古屋4大プロジェクトは、一旦立ち止まって、実施時期や規模を再検討する。
- ・ 地域雇用を最重視して、地元経済を復興させる。

(1)4大プロジェクト

- ・ 現在進められている4大事業は、一旦立ち止まって、市民に約束する諸政策との関係を検討したうえで、優先順位、実施時期、規模・内容などを決定する。
- ・ 名古屋市内の歴史文化施設全体の再生との関わりを重視し、巨額投資が必要な事業にこだわることなく身の丈にあった再生手法も検討する。

(2)地元中小企業対策

①不況期における緊急措置

- ☆ 市の調達等において、地元中小企業を優先的に行う方法を採用する
- ☆ 中小企業・商店への設備投資・店舗改装に対する補助金制度を創設する

② 要望の反映

- ☆ 中小企業の要望を行政に反映するため、市長が中小企業の現場を直接視察し、現場の声を聞く。

☆・ 春・秋に、市民・企業アピール大会（仮称）を開催し、市長はじめ頭を低くして、市民や（中小）企業の要望を伺う。

③ 職員御用聞き営業大作戦

市長を先頭に市役所あけて、企業誘致を実施する。

(3) 名古屋市の情報発信力の強化

① 名古屋のアピール

市長自ら「トップPRマン（営業マン）」となり、名古屋市ゆかりの著名人とタイアップして積極的に情報発信する「攻めの広報」を展開する。

② 名古屋アイデンティティ

- ・ 名古屋の歴史的建造物を活用する条例を定め、名古屋ことばの復権に努め、文化と精神の両面における名古屋のアイデンティティをさらに強固にする。
- ・ 脱貴族、武将都市ナゴヤ、市内の歴史文化施設・地区を積極的に保存し（仮称「名古屋文化ストック事業」）、ナゴヤの歴史の記憶を街にとどめ、身近に街の歴史を感じられるまちづくり。

③ ナゴヤ 大山車まつり（仮称）の開催

名古屋・尾張地区に脈々と受け継がれてきた山車の伝統を受け継ぎ、さらに発展させるために、この地方の山車を一同に集めた祭りを開催する。

④ スポーツイベントの誘致・企画

フィギュアスケートの国際大会、国際自転車ロードレース、市民参加型マラソンなどスポーツイベントを誘致、企画する。

☆ (4) 産業振興の民営化

名古屋市が行ってきた産業振興に関する施策を予算とともに民間に委託し、民間の知恵を直接行政に反映できるようにする。

☆ (5) 新しい環境産業への起業支援（名古屋版「緑のニューディール」産業政策）

① 先端的バイオ産業

2010年10月開催の生物多様性COP10名古屋を契機に、大学、研究所、植物園・動物園などと連携し、遺伝子を保全及び先端的バイオ産業の創出を推進する。

② 循環型環境技術産業

- ☆ 市民のごみ削減運動によつて、減税につながる仕組みを導入する。
- ・ また、製品や機械に使われている材料を「都市鉱山」として活用する循環型環境技術産業の創出を推進する。

☆ (6) 名古屋高速道路料金値下げに挑戦

- ・ まず750円を650円に。目標3割引き下げ。料金100円引き下げに伴う減収分は、道路関係の国直轄事業負担金を削減し、それを財源として充当する。

* 減収分は約80億円（平成19年度実績からの試算）

* 名古屋市における道路整備関係の国直轄事業負担金は90億円（平成21年度）

4 冷暖房のいらぬ街ナゴヤ

名古屋市を水と緑の自然共生都市に再生させる

目標

日本の風土を生かした環境都市名古屋を創る

約束

- ・ 2010年に名古屋で開催される生物多様性COP10を成功させる。
- ・ 自然と共生する都市の再生を推進する。

(1) COP10名古屋の成功

- ・ 2010年10月名古屋で開催される「COP10名古屋」を、ホストする地元として国際社会に貢献することにとどまらず、この会議を契機として、名古屋を世界有数の環境都市に作り変える。
- ・ また、生物多様性に配慮し、自然と共生する街づくりを進めている世界の都市との連携を深め、「環境都市名古屋」を世界にアピールする。

(2) 自然と共生する都市再生事業(名古屋版「緑のニューディール」街づくり政策)

①緑の回廊、水の回廊、風の道

名古屋の森(綱文・鎮守の森、里地里山、四季の花咲く公園、緑の校庭)を緑の回廊(緑の道路)でつなぎ、小川・地域河川を復活させ水の回廊でつなぐ。

- ・ 自然の風を通すよう道路・建物を配置し、冷暖房のいらぬ街ナゴヤを目指す。

②自然エネルギーを活用した街(低CO2の街)

電気自動車実用化実験、温度調節機能を付与した太陽熱温水器の開発と設置など、実用化技術を普及させ、自然のエネルギーを技術と仕組みのイノベーションで最大限活用する。

③自転車環境の整備

完成道路沿道に自転車道を整備するとともに、レンタル自転車ステーションの設置を推進し、市中心部への自動車流入抑制を促進する。(パリでは、この10年で400kmの自転車道整備、無人貸し出しスタンドを300mおきに設置。スタンド整備費は広告料で賄う)

④未利用農地の活用

- ・ 未利用農地・耕作放棄地で飼料用・バイオ燃料用作物を栽培し、いざというときには直ちに食料増産ができるよう農地としての機能を維持する。
- ・ 新鮮で安全な食べ物を供給し、食料の自給率を向上させる。

⑤日本一おいしい水ナゴヤ

世界で7カ国しかない水道水を飲めると言われる国。そのひとつである日本において、「日本一おいしい水ナゴヤ」をめざす。

5 名古屋市民が地域のことを自ら決定するしくみを導入する

目標

日本一 住民自治が行き渡った街ナゴヤを実現する

- ・ 地域に選ばれたボランティア委員による地域委員会（仮称）を設置する。地域委員会では、市民自身が、一定の予算の範囲内で、福祉や防犯、街づくりなど生活に密着した事業を決め、その決定に従って、行政や行政から委託された民間団体が施策を執行する。
- ・ 教育については、住民に近い教育現場が権限を有するように改革し、地域住民が安心して任せられる教育をつくる。
- ・ 事業型NPOや社会的企業の成長を支援し、公共サービスへの市民参加を促進する。

(1) 地域委員会(仮称)の創設

① 地域委員会の設置の手順

- ・ 住民自らが自らの地域に密着した事柄を決定する仕組みは、段階的に、手順を踏んで、導入する。
- ・ まず、身近なことは住民自らが決めたいという意欲を持つ「地域」を募る。「地域」の単位は、人口約2万人程度の中学校区、1万人程度の小学校区、「申請のあった地域」なども対象として検討する。次に、十分な準備を経たうえで、公選に準ずる手続きによって地域委員会の委員を選定する。さらに、先行導入した「モデル地域」の地域委員会の実績を踏まえながら、対象地域を徐々に増やしていく。また、個々の「地域」に配分する予算規模も拡大する。
- ・ これによって、地域予算で実施される事業の担い手として、町内会、自治会やNPOなどの役割が大きくなり、事業に見合った事業費を受け取ることで、各種地域団体やNPOなどの体制も強化される。

② 地域委員会の開催

- ・ 地域委員会は、住民が傍聴しやすい日・時間帯に開催し、住民の発言も認める。
- ・ また、市役所は、地域委員会の活動を支援するために、必要な職員を配置する（地方自治法第202条の地域自治区や地域協議会の設置参照）。

③ 地域委員会の役割

- ・ 地域委員会は、市・区予算の一部の使い道を決定する。使い道には、特に限定はないが、街の安全、介護・医療・福祉・子育てなどの社会保障の充実のための雇用や、文化・スポーツ活動など地域の特色を創出するための分野に使われることを期待する。
- ・ 市長は、地域委員会が決定した予算配分に従って、適正な手続きによって予算を執行する。

④ 区政協力委員などによる諮問会議の設置

地域委員会の審議、決定にあたっては、広く住民の意見を聞くとともに、区政協力委員や各種地域団体の代表などによって構成される「諮問会議」（仮称）の意見を聞くことによって、住民の意見やニーズに応えた決定がなされるようにする。

⑤ 検討プロジェクトチームの設置

いずれにしても、新しい住民自治の具体的な仕組みについては、市長のもとに「住民自治検討プロジェクトチーム（仮称）」を設置して、市民や関係者の意見を聞きながら検討を行い成案を得る。

(2) 教育現場の強化

① 教育現場の権限強化

- ・ 教育の充実には教育現場の活性化が一番の近道であり、名古屋市教育委員会に集中する権限を中学校や小学校の校長に移譲する。
- ・ 校長は、意欲を持つ現場の教師の創意工夫を生かすとともに、保護者だけでな

く、地域住民による運営協議会を設置し運営協議会とともに権限と責任を持って学校を運営する。

- ・ 運営協議会は、地域住民の代表によって組織するものとし、将来的課題として地域委員会を参考にしつつ、公選制導入の可能性も検討する。

② 公教育の拡充

教育現場の権限を強化するとともに、公教育に投入される資金を拡充することによって、学校運営が成果を上げられるような条件を整備する。

③ 校長の民間人登用

教育の多様化と活性化を図るため、校長の民間人登用や公募制導入を検討する。

④ 学校の地域への開放

- ・ トワイライトスクールと学童保育を一元化し、実施は競争を通じて適切な民間団体に委託する。
- ・ また、学校選択を可能にするために民間を含めた多様な選択肢を検討する。

(3) 市民が公共サービスに参加する

独自の民間活動を行いつつ公共サービスも担える力強いサードセクター（行政や企業と並んで社会を担うもう一つの部門であり、NPO、各種公益法人、自治会・町内会、協同組合、社会的企業など社会問題の解決を中心目的とする多様な組織によって構成される）の形成を支援して、公共サービスへの市民参加を促進する。1998年のNPO法から10年を経て、NPOの裾野はかなり広がっている（市内のNPO認証数は約550）、今後の市のNPO政策の重点は、社会問題の解決に貢献し、公共サービスを担える力量をもったNPOの育成に置く。これにより、公共サービスの質の向上や多様化、公共サービスへの市民参加が促進される。

① 事業型NPOや社会的企業の成長を支援

社会問題の解決に貢献し、公共サービス改革の担い手として市民にとってより良い公共サービスを実現することに貢献できる事業型NPOや社会的企業の成長を支援する。

② 草の根の地域団体の支援

地域委員会の予算によって行われる事業の実施や、自主的な地域問題の解決において、町内会・自治会やNPOなどの草の根の地域団体が大きな役割を果たせるように運営支援を行う。

③ 各種公益法人の行政からの自律化と経営力強化を支援

行政に依存してきた各種公益法人には、自律化と経営力の強化を促し、公正な開かれた競争を経て公的事業を獲得でき、民間団体としての自主事業も展開できるような本来の民間非営利組織へと脱皮することを支援する。

④ サードセクターの形成支援により地域雇用を確保

NPO、各種公益法人、協同組合、社会的企業などを含む自律的で力強いサードセクターの形成を支援することで、市民による公益的な活動を促進し、地域の雇用を確保する。そのためにも、公的事業の委託においては、専門性に見合った人件費を含む必要十分な委託費（フルコスト）を支払う。これによって、サードセクター組織の有給職員の雇用が促進される。

⑤ サードセクターと行政間のルールや基盤を整備

サードセクター組織と行政との間で、相互の自律性を尊重しつつ社会的な成果を生み出す連携関係を形成するためのルールや基盤を整備する（協定の締結やフルコストの保障など）

以上